

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和8年3月12日

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別記

①社会医療法人千葉県勤労者医療協会運営施設

- ・船橋二和病院

千葉県船橋市二和東5-1-1

- ・千葉健生病院

千葉市花見川区幕張町5-392-3

- ・市川市民診療所

千葉県市川市大洲4-10-21

- ・稲毛診療所

千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3

- ・北部診療所

千葉市稲毛区天台3-4-5

- ・花園診療所

千葉市花見川区花園 2 - 8 - 2 3

②医療法人社団青光会 今井町診療所

千葉市中央区白旗 2 - 4 - 1 0

③医療法人社団かずさ勤労者医療協会 いちはら協立診療所

千葉県市原市君塚 2 - 1 7 - 7

④東京勤労者医療会 東葛病院

千葉県流山市中 1 0 2 - 1

⑤成田赤十字病院

千葉県成田市飯田町 9 0 番地 1

⑥独立行政法人労働者健康安全機構 千葉ろうさい病院

千葉県市原市辰巳台東 2 - 1 6

⑦独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター

千葉市中央区椿森 4 - 1 - 2

⑧独立行政法人国立病院機構 千葉東病院

千葉県千葉市中央区仁戸名 6 7 3

⑨独立行政法人国立病院機構 下志津病院

千葉県四街道市鹿渡 9 3 4 - 5

⑩医療法人社団柏水会 初石病院

千葉県柏市西原 7 - 6 - 1

⑪ デイサービスセンターちとせ

千葉県佐倉市生谷 75-10

⑫ 南房総市立富山国保病院

千葉県南房総市平久里 1410-1